**児童福祉法に基づく指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス運営規程**

（事業の目的）

第１条 ＊＊＊（以下「事業者」という。）が設置する○○○（以下「事業所」という。）において実施する指定障害児通所支援の児童発達支援、放課後等デイサービス（以下「指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの円滑な運営管理を図るとともに、障害児及び障害児の保護者（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 21 条の 5 の 5 第 1 項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者をいう。以下「利用者」という。）の意思及び人格を尊重し、障害児及び利用者（以下「障害児等」という。）の立場に立った適切な指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第２条 事業所は、障害児が日常生活における基本的動作を習得し、及び集団生活に適応することができるよう、並びに生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児等の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。

２ 　　指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害児通所支援事業者、指定障害児相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児入所施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害児通所支援事業者等」という。）

との密接な連携に努めるものとする。

３　　 前二項のほか、法及び「西宮市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（令和６年西宮市条例第６５号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスを実施するものとする。

（事業の運営）

第３条 指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第４条 指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスを行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名称 ○○○

（２）所在地 西宮市△△×丁目×番×号 ＊＊ビル×号

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第５条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

（１）管理者 1 名（常勤職員）

管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

（２）児童発達支援管理責任者 ○名（常勤職員 ○名、非常勤職員 ○名）

児童発達支援管理責任者は、次の業務を行う。

（ア）適切な方法により、障害児等の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて障害児等の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、障害児が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。

（イ）アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、障害児等の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの目標及びその達成時期、指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスを提供する上での留意事項等を記載した児童発達支援計画、放課後等デイサービス計画の原案を作成すること。

（ウ）児童発達支援計画及び放課後等デイサービス計画（以下、「児童発達支援計画等」という。）の作成にあたり、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画等の原案について意見を求めること。

（エ）児童発達支援計画等の原案の内容を利用者に対して説明し、文章により利用者の同意を得た上で、作成した児童発達支援計画等を記載した書面を利用者に交付すること。

（オ）児童発達支援計画等の作成後、児童発達支援計画等の実施状況の把握（障害児等についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも○月に△回以上、児童発達支援計画等の見直しを行い、必要に応じて児童発達支援計画等を変更すること。

（カ）利用申込者の利用に際し、障害児通所支援事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害児通所支援等の利用状況等を把握すること。

（キ）障害児等の心身の状況、置かれている環境等に照らし、障害児が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる障害児に対し、必要な支援を行うこと。

（ク）他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

（３）児童指導員、保育士、障害福祉サービス経験者 ○名（常勤職員 ○名、非常勤職員 ○名）

児童発達支援計画等に基づき障害児等に対し適切に指導等を行う。

（４）運転手 ○名（常勤職員 ○名、非常勤職員 ○名）

事業所の自動車を使用して、障害児の自宅と事業所との間の送迎のための自動車の運転を行う。

（５）事務員 ○名（常勤職員 ○名、非常勤職員 ○名）

　　　必要な事務を行う。

（６）調理員 ○名（常勤職員 ○名、非常勤職員 ○名）

障害児に提供する食事の調理等を行う。

（７）嘱託医 〇名

　　　　　障害児の健康管理、医療処置、アドバイス等を行う。

（８）看護師 〇名

　　　　　障害児の日常生活上の健康管理を行う。

（９）機能訓練担当指導員

児童発達支援計画等に基づき、日常生活を営むのに必要な機能の訓練を行う。

（営業日及び営業時間等）

第６条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

（１）営業日 ○曜日から○曜日までとする。ただし、国民の祝日、○月○日から○月○日までを除く。

（２）営業時間 午前○時から午後○時までとする。

（３）サービス提供日

　　①　児童発達支援

第１単位：○曜日から○曜日までとする。ただし、国民の祝日、○月○日から

○月○日までを除く。

第２単位：○曜日から○曜日までとする。ただし、国民の祝日、○月○日から○月○日までを除く。

　　②　放課後等デイサービス

　　　　第１単位：授業終了後

第２単位：土、日、学校教育法施行規則に規定する学校休業日等

（４）サービス提供時間

　①　児童発達支援

第１単位：午前○時から午後○時までとする。

第２単位：午前○時から午後○時までとする。

　②　放課後等デイサービス

　　　　第１単位：午前〇時から午後〇時までとする。

　　　　第2単位：午前〇時から午後〇時までとする。

（利用定員）

第７条 事業所の利用定員は次のとおりとする。

（１） 児童発達支援：10名

（２） 放課後等デイサービス：10名

※　あわせて10名となります。

（指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスを提供する主たる対象者）

第８条 指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスを提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

①　指定児童発達支援

（１）未就学の身体障害者

（２）未就学の知的障害者

（３）未就学の精神障害者（発達障害児を含む）

（４）未就学の難病等対象者

②　指定放課後等デイサービス

（１）18 歳未満の身体障害者

（２）18歳未満の知的障害者

（３）18歳未満の精神障害者（発達障害児を含む）

（４）18歳未満の難病等対象者

（指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの内容）

第９条 事業所で行う指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの内容は、次のとおりとする。

（１）児童発達支援計画等の作成

（２）基本事業

（ア）日常生活訓練

　　　　　　 日常生活動作、歩行、軽スポーツ、音楽活動等

（イ）集団生活適応訓練

　　　　　　会話、手話、点字、パソコン操作等

（ウ）創作的活動

　　　　　　　絵画、工作、園芸等

（エ）更生相談

　　　　　　 医療、福祉、生活の相談等

（オ）介護方法の指導

　　　　　　 家族等に対する介護技術指導等

（カ）健康指導

健康チェック、健康相談

　　　　 （キ）介護サービス

　　　　　　　 　更衣、排泄等の身体介助

（３）送迎サービス

事業所の所有する車両により、障害児の自宅と事業所との間の送迎を行う。

（４）給食サービス

（利用者から受領する費用の額等）

第１０条 指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスを提供した際には、利用者から指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスに係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

２ 法定代理受領を行わない指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスを提供した際は、利用者から法第 21 条の5の 3 第 2 項の規定により算定された障害児通所給付費の額の支払を受けるものとする。この場合、その提供した指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

３ 次に定める費用については利用者から徴収するものとする。

（１）日用品費 　実費（児童発達支援のみ）

（２）送迎サービスの提供に係る費用

送迎サービスの利用に係る利用者負担は、燃料費にかかる実費が送迎加算額を超える場合に限り、徴収する。

（３）その他の日常生活において通常必要となるものに係る経費であって利用者に負担させることが適当とみられるものの実費

４ 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

５ 第１項から第３項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

（サービス利用に当っての留意事項）

第１１条 利用者は、サービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

（１）感染症対策

児童がインフルエンザ等の他者に感染する疾病であることを、医師が診断した場合、医師の完治連絡が出るまで事業所利用は出来ません。

（２）設備・器具の利用

事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。

（３）貴重品の管理

貴重品は、自己の責任において管理していただきます。

自己管理のできない場合は貴重品を事業所に持ち込まないようお願いします。

（４）宗教活動・政治活動・営利活動

　　　児童及び保護者の思想、信仰は自由ですが、他の児童及びその保護者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

（利用者負担額等に係る管理）

第１２条 事業者は、利用者の依頼を受けて、障害児等が同一の月に指定障害児通所支援を受けたときは、障害児等が当該同一の月に受けた指定障害児通所支援に要した費用（特定費用を除く。）の額から法第 21 条の 5 の 3 第 2 項の規定により算定された障害児通所給付費額を控除した額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号。

以下「令」という。）第 24 条第 1 項に規定する負担上限月額、又は令第 25 条の 5 第 1 項に規定する高額障害児通所給付費算定基準額を超えるときは、指定障害児通所支援等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、障害児等及び指定障害児通所支援等を提供した指定障害児通所支援事業者に通知するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第１３条 通常の事業の実施地域は、西宮市、〇〇市及び〇〇市全域とする。

（緊急時及び事故発生時等における対応方法）

第１４条 現に指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに保護者、事業所が定める協力医療機関又は障害児の主治医（以下「協力医療機関等」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

２ 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

３ 指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの提供により事故が発生したときは、速やかに保護者、西宮市、支給決定を行った市町等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

４ 指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

５ 第１項から第３項の対応を円滑に行うため、予め緊急時及び事故発生時の対応マニュアルを策定し、定期的に職員に周知するものとする。

（非常災害対策）

第１５条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（苦情解決）

第１６条 提供した指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスに関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

２ 提供した指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスに関し、法第21条の5の 22第1項の規定により　西宮市長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者及びその家族からの苦情に関して西宮市長が行う調査に協力するとともに、西宮市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

３ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

（個人情報の保護）

第１７条 事業所は、その業務上知り得た障害児等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

２ 職員は、その業務上知り得た障害児等及びその家族の秘密を保持するものとする。

３ 職員であった者に、業務上知り得た障害児等及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

４ 事業所は他の指定障害児通所支援事業者等に対して、障害児等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第１８条 事業者は、障害児等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずる。

（１）虐待防止に関する責任者の選定及び設置

（２）苦情解決体制の整備

（３）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

　　　（４）虐待防止委員会の設置及び、委員会での検討結果の従業者への周知徹底

（その他運営に関する重要事項）

第１９条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

（１）採用時研修 採用後○カ月以内

（２）継続研修 年○回

２ 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

３ 事業所は、障害児等に対する指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの提供に関する諸記録を整備し、当該指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスを提供した日から５年間保存するものとする。

４ この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和○○年○月〇日から施行する。